

★ 市内障害福祉サービス事業所の皆さまへ この対策給付金をご活用ください

令和5年度多摩市障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金
に係る交付対象及び交付額の概要

1 交付対象

令和5年4月1日時点で、申請書(別紙)に記載されている事業を実施する障害福祉サービス事業所(相談事業所含む)、障害児通所支援事業所(相談事業所含む)、移動支援事業所、日中一時支援事業所を市内に有する法人

2 交付額

以下の①基本部分と②食料価格高騰対策分を併せた金額が交付額となります(②は対象事業所のみ申請可能)。事業類型は裏面を確認いただき、法人単位で申請書を作成、提出してください。

多摩市介護保険事業所等物価高騰等対策支援給付金との併給は可能です。

①基本部分

- 対象事業類型: 全て
- 助成対象: 光熱費、消耗品(ケア用品)費等に係る高騰分
- 給付金額:
 - ・ 訪問系(移動支援含む)、相談系、短期入所 1事業所あたり8万円
 - ・ 通所系(日中一時支援含む) 1事業所あたり25万円
 - ・ 入所施設※ 1施設あたり160万円 (※・児で別事業を行っている場合も1施設)
 - ・ グループホーム 1事業所あたり30万円

②食料価格高騰対策分

- 対象事業所: 食事(おやつ等含む。)提供(委託含む。)を行う通所系、入所(居)系事業所
- 助成対象: 事業所等が提供(利用者が直接食事提供業者と契約等を行っている場合を除く。)する食料価格高騰分
- 給付金額: 入所(居)系事業所 単価12,000円/人 ×定員人数※
通所系事業所 単価4,500円/人 ×定員人数※
※ 定員員数は、令和5年4月1日時点

①と②を併せた金額が交付額となります(②は対象事業所のみ申請可能)

〈交付要件〉

- ・ 交付対象事業所については、令和5年4月1日時点で、障害福祉サービス事業等の指定の廃止又は休止をせず継続的に運営し、申請時点において、当該障害福祉サービスを引き続き提供していること。
- ・ 多摩市障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金の申請時点において、国や地方公共団体等から同一の経費に係る補助金を受けていないこと。

〈1事業所の数え方〉

裏面〈事業類型〉上、「入所系サービス(施設入所支援・療養介護等)」については、提供サービスの数に関わらず、いずれか1サービスでも該当する場合は1事業所と数えます。

事業所内で複数サービスの指定を受けている場合、提供サービスの数に関わらず、1事業所番号につき1事業所と数えます(相談系(地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援)については、提供サービスの数に関わらず、いずれか1サービスでも該当する場合は1事業所とし、地域生活支援事業については、1サービスにつき1事業所と数えます。)

〈提出書類〉 ※昨年度より様式が一部変更となっています。

- (1) 法人基本情報(提出用) ※記入する前に、対象になるかどうか今一度ご確認ください。
- (2) 多摩市障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- (3) ≪食料価格高騰対策分の交付申請を行う事業所のみ≫
事業所内で利用者に食事提供を行っていることを証明する書類(契約書、料金表、献立表等)

〈申請期限〉

令和6年1月31日（水）必着※

※ 今後実施される予定の東京都の同旨支援金事業の利用を希望する事業所においては、本市給付金との併給に関する要件を確認のうえ、市への申請手続きを行ってください。

〈給付金受領後の対応について〉

- ・ 本給付金は、昨今の原油価格や物価高騰等による事業所運営経費の増大分に充ていただくことが要件の一つです。このため国の指導等により、給付金を受領した法人に対し、事業所運営経費に本給付金を活用したことの実績報告（活用の有無等に関する簡易なものを予定）を年度末に対応いただく予定ですので、了承いただいたうえで申請を行ってください。
- ・ 併せて、令和4年度の給付金事業も含め、運営経費増大の事実確認を行うことができる書類を保管することとしてください。

〈事業類型〉

通所系サービス

- | | |
|----------|--------------|
| 1 生活介護 | 5 日中一時支援事業 |
| 2 自立訓練 | 6 児童発達支援 |
| 3 就労移行支援 | 7 医療型児童発達支援 |
| 4 就労継続支援 | 8 放課後等デイサービス |

入所系サービス（短期入所）

- 9 短期入所

入所系サービス（施設入所支援・療養介護等）

- | | |
|-----------|---------------|
| 10 療養介護 | 12 福祉型障害児入所支援 |
| 11 施設入所支援 | 13 医療型障害児入所支援 |

入所系サービス（共同生活援助等）

- | | |
|-----------|------------|
| 14 共同生活援助 | 15 宿泊型自立訓練 |
|-----------|------------|

その他のサービス（訪問系、相談系）

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 16 居宅介護 | 23 地域相談支援（地域移行支援又は地域定着支援） |
| 17 重度訪問介護 | 24 計画相談支援 |
| 18 同行援護 | 25 障害児相談支援 |
| 19 行動援護 | 26 移動支援 |
| 20 重度障害者等包括支援 | 27 居宅訪問型児童発達支援 |
| 21 就労定着支援 | 28 保育所等訪問支援 |
| 22 自立生活援助 | |

※ 給付金の額は以下の表のとおりです。

障害福祉サービス事業等種別	基本部分 （1事業所あたり）	食料価格高騰対策部分 （定員一人あたり）
通所系サービス【上記1～8】	25万円	4,500円
入所系サービス（短期入所）【上記9】	8万円	12,000円
入所系サービス（施設入所支援・療養介護等） 【上記10～13】	160万円	12,000円
入所系サービス（共同生活援助等） 【上記14・15】	30万円	12,000円
その他のサービス【上記16～28】	8万円	—